



K訓練／試験空域（R-144を含む。）及び調整空域E
の運用に関する覚書

国空保第1185号

国空制第 621号

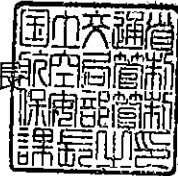
運訓第 686号

平成15年2月4日

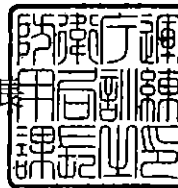
国土交通省航空局管制保安部 保安企画課長



国土交通省航空局管制保安部 管制課長



防衛庁運用局訓練課長



両省庁は、K訓練／試験空域（R-144を含む。）及び調整空域Eの運用
に関し、次のとおり合意する。

1. K訓練／試験空域（R-144を含む。）関連

K訓練／試験空域（R-144を含む。）の範囲は、付図第1のとおりと
する。

(1) K-1 訓練／試験空域等

K-1 訓練／試験空域の存続時間を日本標準時 7 時から 16 時 30 分までとし、存続時間内における空域の使用に関しては、以下のとおりとする。

ア 防衛庁は、高度が FL 240 を越えて FL 310 までの空域について、訓練／試験（以下「訓練等」という。）に使用しない時間及び高度帯を国土交通省に対し、通知するものとする。

訓練等に使用しない時間及び高度帯については、訓練等を行う航空機以外の航空機（以下「民間機等」という。）が使用できるものとする。

イ 訓練等を行う航空機のうち整備試験飛行等で高度が FL 310 を越える空域を使用する場合は、国土交通省と防衛庁との調整によるものとする。

ウ 訓練等に使用しない高度帯を民間機等が使用する場合は、訓練等に使用する高度が FL 280 以下の場合、当該高度に 1000 フィートを加えた高度以上とし、FL 290 以上の場合、当該高度に 2000 フィートを加えた高度以上とする。

エ R-144 の使用高度帯及び使用時間については、K-1 訓練／試験空域の運用の例によるものとする。

(2) K-2 訓練／試験空域

K-2 訓練／試験空域の存続時間は、日本標準時 7 時から 21 時までとし、民間機等が使用する高度は FL 250 以上とする。なお、民間機等が K-2 訓練／試験空域を通過する必要がある場合、国土交通省は、使用する高度について事前に防衛庁と調整するものとする。

2. 調整空域 E 関連

調整空域 E の範囲は、付図第 2 のとおりとする。また、当該空域の存続時間を日本標準時 7 時から 12 時までとし、国土交通省と防衛庁との事前の調整により、防衛庁が使用できるものとする。

なお、調整空域 E 内の OTR 3 及び OTR 4 に民間機等の飛行がある場合の空域の開放は、E-2 及び E-3 訓練／試験空域の開放と同様の要領で行うものとする。

3. 運用協定

K訓練／試験空域（R-144を含む。）及び調整空域Eの運用の詳細に関しては、国土交通省航空交通流管理センター（以下「ATFMC」という。）所長、国土交通省東京航空交通管制部（以下「東京管制部」という。）長及び航空自衛隊中部航空方面隊（以下「中空」という。）司令官との間で協議して運用協定を定めるものとする。

4. その他

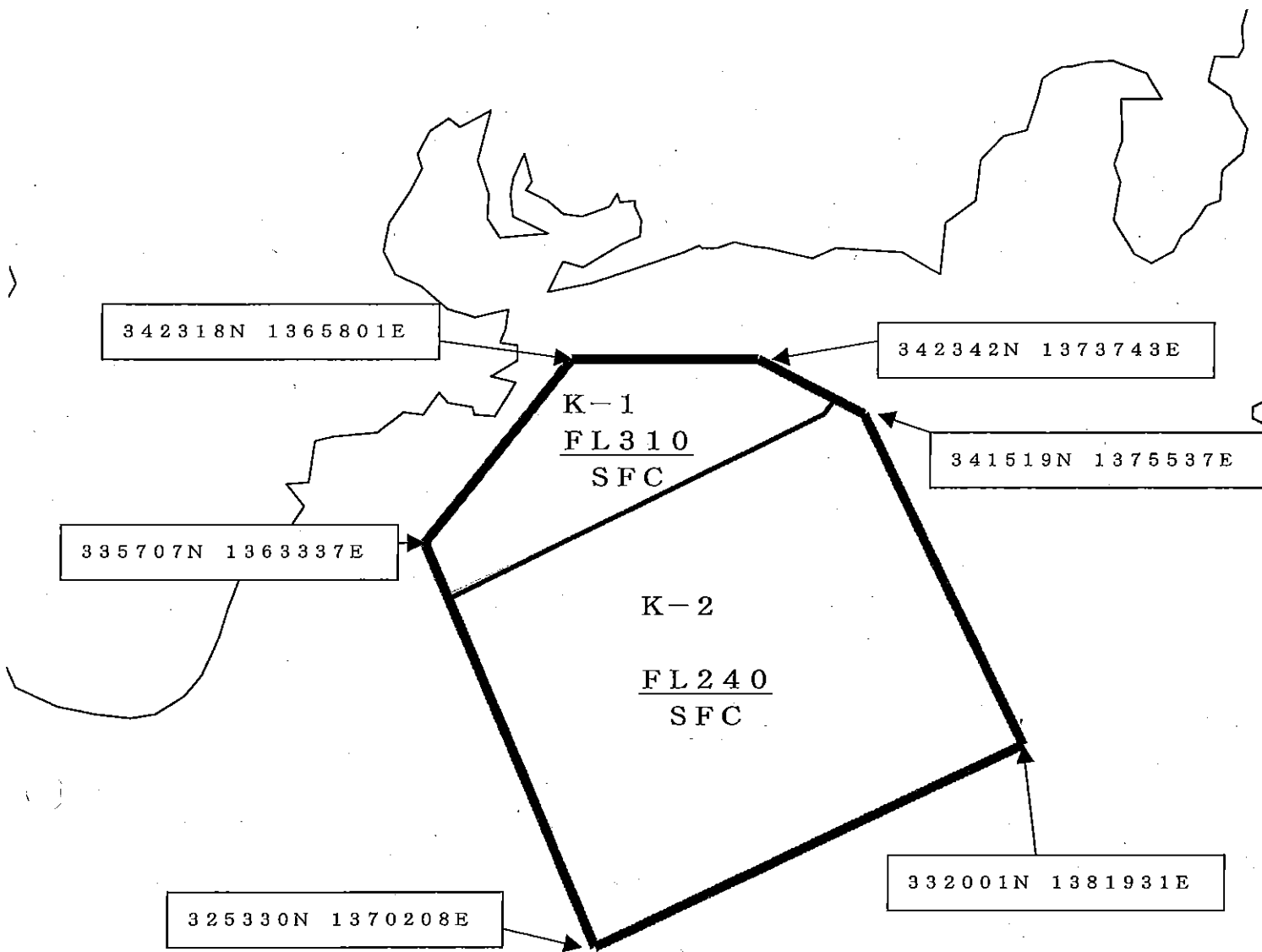
ATFMC、東京管制部及び中空は、訓練／試験空域の使用及び民間機等の運航等について、可能な限り密接な連絡をとり、空域の有効利用を図るものとする。

5. 適用開始日等

本覚書の適用開始日は、上記3. に規定する運用協定の締結の日とする。

なお、本覚書の適用開始日をもって、K訓練／試験空域等の改訂に関する覚書（空保第165号。空制第504号。教訓第6334号。平成6年11月15日）を廃止する。

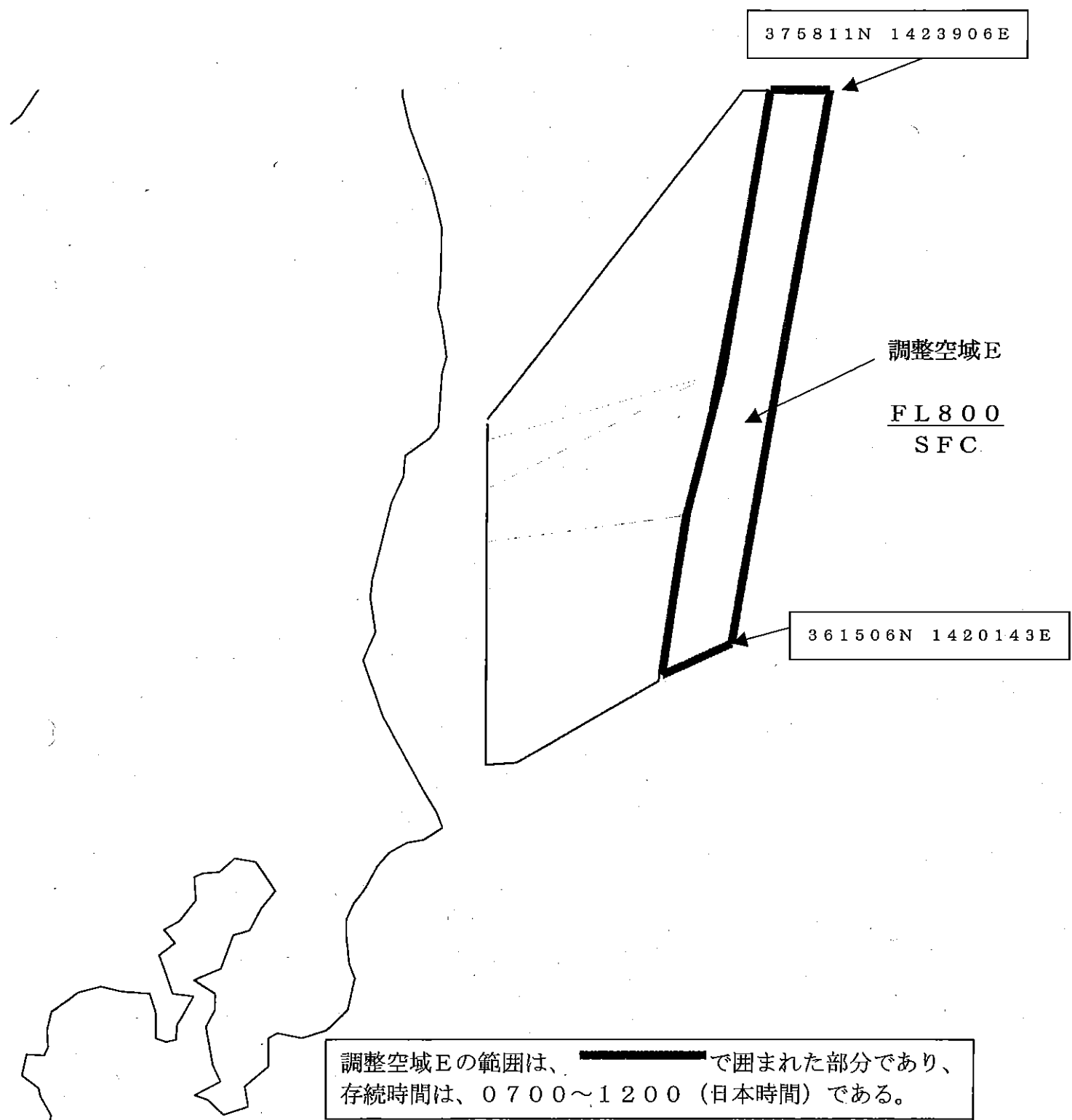
K訓練／試験空域の範囲



K訓練／試験空域の範囲は、**—————** で囲まれた部分である。
存続時間は、K-1は0700～1630（日本時間）であり、K-2は0700～2100（日本時間）である。
整備試験飛行等でK-1の高度FL310を越える空域を使用する場合は、国土交通省航空交通流管理センターと航空自衛隊中部航空方面隊との調整によるものとする。

* 座標はWGS-84

調整空域Eの範囲



* 座標はWGS-84